

戸田市スマートフォン用アプリケーション検討市民会議要綱

平成26年4月10日市長決裁

(設置)

第1条 スマートフォン用アプリケーションの内容等を市民及び行政が協働により検討するため、戸田市スマートフォン用アプリケーション検討市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) スマートフォン用アプリケーションの内容の検討に関すること。
- (2) その他スマートフォン用アプリケーションに関し必要な事項

(組織)

第3条 市民会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市内の各種団体から推薦された者
- (3) 市職員
- (4) その他市長が認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成27年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長又は進行役が進行するものとする。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するものとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(アドバイザー及び進行役)

第7条 市民会議の円滑な運営を図るため、専門的立場からの指導、助言等を行うアドバイザー及び進行役を置くことができる。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、政策秘書室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年5月15日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。